

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第197号

令和6年2月29日

飯田グループホールディングス株式会社

代表取締役 兼井 雅史 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社の子会社と各々共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及び貴社の子会社が各々共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(7)a 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日に、貴社が運営するウェブサイト (<https://sumaiida.com/customhome/>)（以下「飯田GHDウェブサイト」という。）において、「飯田グループの注文住宅が選ばれる理由」、「飯田グループは日本トレンドリサーチによる調査の結果、『土地情報が豊富な注文住宅会社』『高品質なのにローコストな注文住宅会社』『初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社』の3項目で満足度No.1を獲得しています。」、「土地情報が豊富な注文住宅会社 No.1」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社 No.1」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社 No.1」と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、飯田グループ（貴社及び貴社の子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を

対象にそれぞれ調査した結果において、飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- b 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年2月18日から同年3月3日までの間、「土地と間取りが簡単に見つかる家づくり相談会」と題するポスティングチラシ（以下「ポスティングチラシ」という。）において、「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表2「配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、住宅情報館株式会社（以下「住宅情報館」という。）を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。
- c 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年8月16日から同年9月13日までの間、一建設株式会社（以下「一建設」という。）が運営するウェブサイト（<https://www.tochi-tansaku.com/>）（以下「一建設ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。
- d 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年9月15日、株式会社飯田産業（以下「飯田産業」という。）が運営するウェブサイト（<https://www.iidasangyo.co.jp/order/>）（以下「飯田産業ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成いたしました!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3

項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- e 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日及び同年9月15日、株式会社アーネストワン（以下「アーネストワン」という。）が運営するウェブサイト（<https://www.arnest1.co.jp>）（以下「アーネストワンウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」、「信頼の3冠獲得 第1位」及び「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、貴社が委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、貴社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト（以下「各事業者サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかったこと。また、前記(ア)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったこと。

イ 前記ア(ア)ないしア(イ) e の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）は、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- (2)ア 住宅情報館は、神奈川県相模原市中央区富士見二丁目8番8号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業等を営む事業者である。
- イ 一建設は、東京都練馬区石神井町二丁目26番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業等を営む事業者である。
- ウ 飯田産業は、東京都武蔵野市境二丁目2番2号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業等を営む事業者である。
- エ アーネストワンは、東京都西東京市北原町三丁目2番22号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業等を営む事業者である。
- (3)ア 飯田グループホールディングスは、一建設、飯田産業及びアーネストワンの株式に係る議決権を全て保有している。
- イ 一建設は、住宅情報館の株式に係る議決権を全て保有している。
- ウ 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、住宅情報館、一建設、飯田産業及びアーネストワンの代表取締役等の取締役の一部を兼任している。
- エ 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業及び請負工事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- (4) 飯田グループホールディングスは、本件役務を、飯田グループホールディングスの子会社と各々共同して、一般消費者に提供している。
- (5)ア 飯田グループホールディングスは、本件役務に係る、別表1「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所の表示内容を自ら決定している。
- イ 飯田グループホールディングスは、住宅情報館から、本件役務に係る、別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容の決定を委ねられ、自ら決定している。
- ウ 飯田グループホールディングスは、本件役務に係る一建設ウェブサイトの表示内容を、一建設と共同して自ら決定している。
- エ 飯田グループホールディングスは、本件役務に係る飯田産業ウェブサイトの表示内容を、飯田産業と共同して自ら決定している。
- オ 飯田グループホールディングスは、本件役務に係る、別表3「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を、アーネストワンと共同して自ら決定している。
- (6)ア(7) 飯田グループホールディングスは、飯田グループホールディングスの子会社と各々共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7

日、飯田GHDウェブサイトにおいて、「飯田グループの注文住宅が選ばれる理由」、「飯田グループは日本トレンドリサーチによる調査の結果、『土地情報が豊富な注文住宅会社』『高品質なのにローコストな注文住宅会社』『初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社』の3項目で満足度No. 1を獲得しています。」、「土地情報が豊富な注文住宅会社 No. 1」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社 No. 1」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社 No. 1」と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(イ) 飯田グループホールディングスは、住宅情報館と共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年2月18日から同年3月3日までの間、ポスティングチラシにおいて、「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表2「配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(ウ) 飯田グループホールディングスは、一建設と共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年8月16日から同年9月13日までの間、一建設ウェブサイト（別添写し6）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(エ) 飯田グループホールディングスは、飯田産業と共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年9月15日、飯田産業ウェブサイト（別添写し7）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成いたしました!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(オ) 飯田グループホールディングスは、アーネストワンと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日及び同年9月15日、アーネストワンウェブサイトにおいて、「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」、「信頼の3冠獲得 第1位」及び「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各事業者サイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、飯田グループホールディングスは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であ

ると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

表示期間	表示媒体 ・表示箇所	表示内容
令和5年6月7日	飯田GHDウェブサイト	・「飯田グループの注文住宅が選ばれる理由」 ・「飯田グループは日本トレンドリサーチによる調査の結果、『土地情報が豊富な注文住宅会社』『高品質なのにローコストな注文住宅会社』『初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社』の3項目で満足度No. 1を獲得しています。」 ・「土地情報が豊富な注文住宅会社 No. 1」 ・「高品質なのにローコストな注文住宅会社 No. 1」 ・「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社 No. 1」 (別添写し1)
令和5年8月9日から同年9月13日までの間	飯田グループホールディングスが運営するウェブサイト(https://sumaiida.com/customhome/counter/)	・「“飯田グループの注文住宅が選ばれる理由”」 ・「飯田グループは日本トレンドリサーチによる調査の結果、『土地情報が豊富な注文住宅会社』『高品質なのにローコストな注文住宅会社』『初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社』の3項目で満足度No. 1を獲得しています。」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し2)
令和4年6月29日から令和5年9月25日までの間	「X (旧Twitter)」内の「sumaiida」と称するアカウントの投稿	・「飯田グループの注文住宅が選ばれる理由」 ・「日本トレンドリサーチによる調査の結果」 ・「★土地情報が豊富な注文住宅会社 ★高品質なのにローコストな注文住宅会社 ★初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社 の3項目で満足度No. 1を獲得しているんです！」 (別添写し3)

別表 2

配布期間	表示媒体	表示内容
令和4年2月18日から同年3月3日までの間	ポスティングチラシ	・「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し4の1ないし別添写し4の6)
令和4年3月14日から同月26日までの間	「非公開土地情報から探せるとち探注文住宅」と題するポスティングチラシ	同上 (別添写し5の1ないし別添写し5の11)

別表 3

表示期間	表示媒体	表示内容
令和5年6月7日 及び同年9月15日	アーネスト ワンウェブ サイト	・「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し8)
令和5年6月7日 及び同年8月9日 から同年9月20日 までの間	アーネスト ワンが運営 するウェブ サイト (http://cradlepalette.jp/)	・「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成致しました」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し9)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 198 号

令和 6 年 2 月 29 日

住宅情報館株式会社

代表取締役 黒羽 秀朗 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及び飯田グループホールディングスが共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和 4 年 2 月 18 日から同年 3 月 3 日までの間、「土地と間取りが簡単に見つかる家づくり相談会」と題するポスティングチラシ（以下「ポスティングチラシ」という。）において、「飯田グループの注文住宅は 3 項目で顧客満足度 No. 1」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表「配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、貴社を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の 3 項目（以下「本件 3 項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果

において、貴社を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト（以下「各事業者サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかったこと。また、前記(ア)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 住宅情報館株式会社（以下「住宅情報館」という。）は、神奈川県相模原市中央区富士見二丁目8番8号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業等を営む事業者である。
- (2) 飯田グループホールディングスは、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- (3)ア 飯田グループホールディングスは、一建設株式会社（以下「一建設」という。）の株式に係る議決権を全て保有している。

イ 一建設は、住宅情報館の株式に係る議決権を全て保有している。

ウ 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、住宅情報館の取締役の一部を兼任している。

エ 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業及び請負工事事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。

- (4) 住宅情報館は、本件役務を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- (5) 住宅情報館は、飯田グループホールディングスに対して、本件役務に係る、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容の決定を委ねている。
- (6)ア 住宅情報館は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年2月18日から同年3月3日までの間、ポスティングチラシにおいて、「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表「配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各事業者サイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、住宅情報館は、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

配布期間	表示媒体	表示内容
令和4年2月18日から同年3月3日までの間	ポスティング チラシ	・「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し1の1ないし別添写し1の6)
令和4年3月14日から同月26日までの間	「非公開土地情報から探せるとち探注文住宅」と題するポスティングチラシ	同上 (別添写し2の1ないし別添写し2の11)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第199号

令和6年2月29日

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及び飯田グループホールディングスが共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(7) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年8月16日から同年9月13日までの間、貴社が運営するウェブサイト（<https://www.tochi-tansaku.com/>）（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠達成!」、「No.1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No.1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、貴社を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、貴社を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件

3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト（以下「各事業者サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかったこと。また、前記(7)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったこと。

イ 前記ア(7)の表示は、前記ア(4)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 一建設株式会社（以下「一建設」という。）は、東京都練馬区石神井町二丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業等を営む事業者である。
- (2) 飯田グループホールディングスは、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- (3)ア 飯田グループホールディングスは、一建設の株式に係る議決権を全て保有している。
 - イ 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、一建設の代表取締役を兼任している。
 - ウ 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業及び請負工事事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- (4) 一建設は、本件役務を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- (5) 一建設は、本件役務に係る、自社ウェブサイトの表示内容を、飯田グループホールディングスと共同して自ら決定している。
- (6)ア 一建設は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提

供するに当たり、令和5年6月7日及び同年8月16日から同年9月13日までの間、自社ウェブサイト（別添写し）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各事業者サイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、一建設は、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第200号

令和6年2月29日

株式会社飯田産業

代表取締役 築地 重彦 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及び飯田グループホールディングスが共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(7) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年9月15日に、貴社が運営するウェブサイト（<https://www.iidasangyo.co.jp/order/>）（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成いたしました!」、「No.1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No.1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、貴社を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、貴社を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件

3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト（以下「各事業者サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかったこと。また、前記(7)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったこと。

イ 前記ア(7)の表示は、前記ア(4)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社飯田産業（以下「飯田産業」という。）は、東京都武蔵野市境二丁目2番2号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業等を営む事業者である。
- (2) 飯田グループホールディングスは、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- (3)ア 飯田グループホールディングスは、飯田産業の株式に係る議決権を全て保有している。
 - イ 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、飯田産業の代表取締役の一部を兼任している。
 - ウ 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業及び請負工事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- (4) 飯田産業は、本件役務を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- (5) 飯田産業は、本件役務に係る、自社ウェブサイトの表示内容を、飯田グループホールディングスと共同して自ら決定している。
- (6)ア 飯田産業は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に

提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年9月15日に、自社ウェブサイト（別添写し）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成いたしました!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのよう示す表示をしていた。

イ 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各事業者サイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、飯田産業は、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第201号

令和6年2月29日

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及び飯田グループホールディングスが共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(7) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日及び同年9月15日に、貴社が運営するウェブサイト（<https://www.arnest1.co.jp>）（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo.1を獲得しました。」「No.1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No.1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」、「No.1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」、「信頼の3冠獲得 第1位」及び「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、貴社を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を

有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、貴社を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト（以下「各事業者サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかったこと。また、前記(ア)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社アーネストワン（以下「アーネストワン」という。）は、東京都西東京市北原町三丁目2番22号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業等を営む事業者である。
- (2) 飯田グループホールディングスは、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- (3) ア 飯田グループホールディングスは、アーネストワンの株式に係る議決権を全て保有している。

イ 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、アーネストワンの代表取締役を兼任している。

ウ 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業及び請負工事事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。

- (4) アーネストワンは、本件役務を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- (5) アーネストワンは、本件役務に係る、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を、飯田グループホールディングスと共同して自ら決定している。
- (6)ア アーネストワンは、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日及び同年9月15日に、自社ウェブサイトにおいて、「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」、「信頼の3冠獲得 第1位」及び「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象に調査した結果において、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各事業者サイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、アーネストワンは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った

日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及
び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提
起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、
この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴え
を提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、
審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を
経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示期間	表示媒体	表示内容
令和5年6月7日 及び同年9月15 日	自社ウェブサ イト	・「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し1)
令和5年6月7日 及び同年8月9日 から同年9月20 日までの間	アーネストワ ンが運営する ウェブサイト (https://cradlepalette.jp/)	・「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成致しました」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し2)